

<H28. 6. 1 更新版>

平成 28 年度
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業
に係るQ & A 集

平成 28 年 6 月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

目次

| | |
|---|---|
| 0. 事業全般について | 1 |
| 問 0-01 本事業はどのような形式で執行されますか。 | 1 |
| 問 0-02 第1号事業と第2号事業を並行して同時に申請することは可能でしょうか。 | 1 |
| 問 0-03 補助対象事業の事務事業編への位置付けは、どの程度の具体性が求められますか。 | 1 |
| 問 0-04 地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）を改定する際は、日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）に掲げる目標に沿って2013年度比で約40%削減する目標を立てなければならないのでしょうか。また、それができていなければ第2号事業の補助は認められないのでしょうか。 | 1 |
| 問 0-05 補助金の上限額・下限額はありますか。 | 2 |
| 問 0-06 現在、事務事業編を策定していない場合や策定しているが補助対象事業を事務事業編に位置付けていない場合、いつまでに事務事業編を策定、又は補助対象事業を事務事業編に位置付ければよいのでしょうか。 ... | 2 |
| 問 0-07 応募書類に記載した期間までに事務事業編が策定されない場合、補助金の返還等の措置はありますか。 | 2 |
| 問 0-08 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められますか。 | 2 |
| 問 0-09 応募が採択された場合、応募から交付申請までの間に事業の内容等を見直し、交付申請で提出する事業実施計画書は応募時のものから変更しても構いませんか。 | 2 |
| 問 0-10 公募要領「II. 事業の実施」—「1. 応募後の流れ」—「(5) 補助事業の計画変更」に、「ただし、軽微な変更を除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。 | 3 |
| 問 0-11 対象事業の要件が満たされれば、必ず採択されるのでしょうか。 | 3 |
| 問 0-12 どの時点から当該補助事業に係る契約を行ってよいのでしょうか。 | 3 |
| 問 0-13 他の補助金等との併用は可能でしょうか。 | 3 |
| 問 0-14 事業実施計画書（応募申請書 様式第1別紙1-1・2-1-1等）における「事業実施の担当者」は、地方公共団体の職員ではないコンサルタント・設備メーカーの社員等でもよろしいのでしょうか。 | 3 |
| 問 0-15 契約の都合上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で契約をしても差し支えないでしょうか。 | 4 |
| 問 0-16 年に何回、応募のチャンスがありますか。 | 4 |
| 問 0-17 補助事業完了予定期日が当該年度の2月末を超えないよう計画で交付申請を行ったが、事故等により年度内に事業が完了できない見込みとなつた場合はどのような取扱いになるのでしょうか。 | 4 |
| 問 0-18 カーボン・マネジメント体制について、すでにISO14001やエコアクション21等で体制を構築していますが、新たに体制を作る必要があるのでしょうか。 | 4 |
| 1. 第1号事業について | 5 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| 問 1-01 | 公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「2. 対象事業の要件」について、具体的にはどのような事業が対象となりますか。 | 5 |
| 問 1-02 | 成果物はどのようなものを想定しているでしょうか。 | 5 |
| 問 1-03 | 公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「4. 補助対象経費」の「人件費」及び「共済費」について、地方公共団体の職員の人件費及び共済費は補助対象になるでしょうか。 | 5 |
| 問 1-04 | 複数年にわたる事業実施は可能でしょうか。 | 5 |
| 問 1-05 | 事業を請負契約で発注することはできますか。 | 5 |
| 問 1-06 | 調査・検討のテーマを変えながら、毎年申請することは可能でしょうか。 | 5 |
| 問 1-07 | 応募様式の別紙 1-1<1. 事業の内容>4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握<調査対象施設の規模>の項目において、「A 建築物の用途」、「B 述べ床面積・築年数」、「C 2015 年度におけるエネルギーの年間使用量」を記入することとなっておりますが、全ての施設単位で延べ床面積や築年数・エネルギー使用量を表す必要がありますか、あるいは、教育施設であれば幼稚園・小学校・中学校等を一括で取りまとめ、建築物の用途等を記入してよろしいですか。 | 6 |
| 問 1-08 | 応募様式の別紙 1-1<1. 事業の内容>4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握<調査対象施設の規模>「(C) 2015 年度におけるエネルギーの年間の使用量」の記載例に「年間の使用料金又は年間のエネルギー使用量又は使用料金が分かる一年分の請求書等の写しを添付し、月別・年間合計の数値・算出式をそれぞれ記入すること」とありますが、施設数が多岐にわたり整理が困難な状況ですが、この請求書類等は絶対に必要ですか。 | 6 |
| 2. 第 2 号事業について | | 7 |
| 問 2-01 | 財政力指数が全国平均以上と未満で補助率が違っていますが、どの時点の数値が適用されるのでしょうか。 | 7 |
| 問 2-02 | 第 2 号事業において、計上が認められる事務費とは何を想定しているでしょうか。 | 7 |
| 問 2-03 | BEMS・CEMS は補助対象でしょうか。 | 7 |
| 問 2-04 | 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。 | 7 |
| 問 2-05 | 太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備を併せて導入することは可能でしょうか。 | 7 |
| 問 2-06 | 研究開発段階の設備は、補助の対象となるでしょうか。 | 7 |
| 問 2-07 | 公用車は補助対象ですか。 | 8 |
| 問 2-08 | CO ₂ 排出削減効果の検証に伴う計測機器及び設置工事は補助対象となりますか。 | 8 |
| 問 2-09 | ポンプなどの予備機は補助対象になりますか。 | 8 |
| 問 2-10 | 設備をリースにより導入することは可能でしょうか。 | 8 |
| 問 2-11 | 複数年の事業計画で応募することは可能でしょうか。 | 8 |
| 問 2-12 | 複数年度にわたる事業について、応募時に 2 年目以降の経費内訳に係る見積書（参考）の添付は必要でしょうか。 | 9 |
| 問 2-13 | 例えば複数年度事業計画の初年度において、実施設計のみであっても | |

| | |
|--|----|
| 補助対象となるでしょうか。 | 9 |
| 問 2-14 複数年度にわたる事業を提案して採択された場合、次年度の交付申請を行って交付決定を受けられるのはいつ(時期)になるのでしょうか。 | 9 |
| | 9 |
| 問 2-15 複数年度で複数の施設で設備導入をしていきたいと考えていますが、毎年要望することは可能でしょうか。 | 9 |
| 問 2-16 複数年度にわたる事業の場合、年度ごとに 3 年間、環境大臣に事業報告を提出する必要があるのでしょうか。 | 9 |
| 問 2-17 複数年度事業において、毎年度の成果物はどのようなものを想定していますか。 | 10 |
| 問 2-18 複数年度にわたる事業について、一括入札、相見積を行うことは可能でしょうか。 | 10 |
| 問 2-19 複数年度にわたる事業について、応募時に 2 年目以降の経費内訳に係る見積書(参考)の添付は必要でしょうか。 | 10 |
| 問 2-20 設備の複合的な組合せで高効率の CO₂排出削減を達成する事業を計画しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。 | 10 |
| 問 2-21 全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、市町村として、一つにまとめて出した方がよいのか、別々に出した方がよいのか教えてください。 | 10 |
| 問 2-22 ESCO 事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能でしょうか。 | 11 |
| 問 2-23 ボイラーやコージェネレーション等エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する本体設備の付帯設備として認定されるためには、構造的に接続している必要があるでしょうか。 | 11 |
| 問 2-24 地方公共団体のコンペで決定した ESCO 事業者と補助金交付決定日以降の随意契約は可能でしょうか。 | 11 |
| 問 2-25 先進的な取組とはどのようなものですか。基準はあるのでしょうか。 | 11 |
| 問 2-26 付帯設備の範囲はどこまででしょうか。 | 12 |
| 問 2-27 付帯設備として、二重窓や断熱材は対象となりますか。 | 12 |
| 問 2-28 耐用年数はどのように考えたらよろしいでしょうか。 | 12 |
| 問 2-29 申請時に推計した CO₂削減効果が得られなかった場合、補助金の返還等の措置はありますか。 | 12 |
| 問 2-30 応募様式の別紙 2-1-1<5. 実施体制等>「2) 資金計画」の記載例に「予算書の該当箇所の写しを添付すること」とありますが、当初予算において予算化されておらず、補正予算により対応したいと考えておりますが、この場合、どうすればよろしいでしょうか。 | 12 |
| 問 2-31 応募様式の別紙 2-1-1<6. 事業実施に関連するその他の事項>「2) 他の補助金との関係」の項目について、他の国の補助金も活用することは可能でしょうか。 | 13 |
| 問 2-32 既存の機器を省エネ化するために改修・修理する場合、補助対象となりますか。 | 13 |

0. 事業全般について

問0-01 本事業はどのような形式で執行されますか。

本事業は間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、執行団体が補助事業者を募集・採択して補助金を交付します。

2016年3月4日付で、執行団体に一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「当機構」という。）が選定されました。

問0-02 第1号事業と第2号事業を並行して同時に申請することは可能でしょうか。

各事業が公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「2. 対象事業の要件」を満たしているのであれば、可能です。

問0-03 補助対象事業の事務事業編への位置付けは、どの程度の具体性が求められますか。

公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「2. 対象事業の要件」を満たしているのであれば、特に縛りはありません。

問0-04 地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）を改定する際は、日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）に掲げる目標に沿って2013年度比で約40%削減する目標を立てなければならないのでしょうか。また、それができていなければ第2号事業の補助は認められないのでしょうか。

地方公共団体は、国が策定する地球温暖化対策計画に即して、事務事業編を策定する義務があります。このことから、日本の約束草案※（この地球温暖化対策計画）に掲げる個々の対策に係る温室効果ガス排出削減目標のうち、「業務その他部門」の2030年度に2013年度比で約40%とする目標に遜色のない目標を立てていただこうとお願いいたします。地域の実情等があり統一的に判断することはできないので、直ちに補助を認めないということはありませんが、審査に当たって評価の項目となる可能性はあります。

※現在、国において策定作業中の地球温暖化対策計画が閣議決定された後は、「日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）」を「国の地球温暖化対策計画」と読み替えるものとする。

問0-05 補助金の上限額・下限額はありますか。

補助金の上限額・下限額は設けていません。
ただし、当機構が上限額・下限額を設ける場合があります。

問0-06 現在、事務事業編を策定していない場合や策定しているが補助対象事業を事務事業編に位置付けていない場合、いつまでに事務事業編を策定、又は補助対象事業を事務事業編に位置付けなければよいでしょうか。

事務事業編を策定していない場合は、2年以内を目処に策定し、補助対象事業を事務事業編に位置付けていない場合は、できるだけ早期に見直しを行ってください。
事務事業編の策定に当たっては、次のサイトを参照してください。
(参照先)「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」(平成26年3月 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課)
http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/jimu/data/tebiki.pdf

問0-07 応募書類に記載した期間までに事務事業編が策定されない場合、補助金の返還等の措置はありますか。

あります。

問0-08 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められますか。

業者の選定までは認められます。その場合でも、契約締結は交付決定日以降に行っていただく必要があります。
その場合、業者を選定した過程が分かる書類一式を添付してください。

問0-09 応募が採択された場合、応募から交付申請までの間に事業の内容等を見直し、交付申請で提出する事業実施計画書は応募時のものから変更しても構いませんか。

交付申請で提出する事業実施計画書は、当機構から特別な指示のない限り、応募時に提出したものと同一のものにしてください。
特にCO₂排出削減目標量は、応募書類に記載した値を交付申請時や完了実績報告書提出時には原則として変更しないでください。
変更の内容にもよりますが、どうしても変更が必要な場合は、交付決定後に変更申請を行い、当機構の変更交付決定を得るようにしてください。

問0-10 公募要領「Ⅱ. 事業の実施」—「1. 応募後の流れ」—「(5) 補助事業の計画変更」に、「ただし、軽微な変更を除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。

「軽微な変更」とは補助対象経費について費目の各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更であり、以下の 3 点に該当する場合を指します。

- ① 補助目的達成のために相関的な事業要素間の弹力的な遂行が必要な場合
- ② 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ③ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

問0-11 対象事業の要件が満たされれば、必ず採択されるのでしょうか。

要件が満たされた場合でも、必ず採択されるとは限りません。
外部有識者等から構成される審査委員会での審査を行った上で、予算の範囲内で採択を行います。

問0-12 どの時点から当該補助事業に係る契約を行ってよいのでしょうか。

当機構からの交付決定を受けた補助事業者は、当該交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。当機構における公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、発注・契約締結日が交付決定日より前の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

問0-13 他の補助金等との併用は可能でしょうか。

当補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（以下「適化法」という。）第 2 条第 1 項に掲げる補助金等及び第 4 項に掲げる間接補助金等）を同一の対象に併用することはできません。

過去に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業）で補助を受けた者のうち、その普及方針に位置付けられた事業と判断される場合は採択できませんので、ご注意ください。

問0-14 事業実施計画書（応募申請書 様式第 1 別紙 1-1・2-1-1 等）における「事業実施の担当者」は、地方公共団体の職員ではないコンサルタント・設備

メーカーの社員等でもよろしいでしょうか。

事務事業編の運用に対して責任のある当該地方公共団体の職員に限ります。

問0-15 契約の都合上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で契約しても差し支えないでしょうか。

補助対象外経費を含んだ契約を行うことに、経済性の面などの合理的な理由がある場合は差し支えありません。

その場合、経費内訳において、補助対象経費と補助対象外経費を明確に分けていただく必要があります。

問0-16 年に何回、応募のチャンスがありますか。

本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後 2 次公募を行う場合があります。その場合は、当機構のホームページに掲載します。

問0-17 補助事業完了予定期日が当該年度の 2 月末を超えないよう計画で交付申請を行ったが、事故等により年度内に事業が完了できない見込みとなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

支払完了までが当該年度の 2 月末を超えないよう、十分な余裕を持った計画を立ててください。

やむを得ない事由により事業が完了できない見込みとなった場合は、交付規程第 8 条第五号の規定に基づき、速やかに当機構にご連絡ください。

問0-18 カーボン・マネジメント体制について、すでに ISO14001 やエコアクション 21 等で体制を構築していますが、新たに体制を作る必要があるのでしょうか。

効果的な CO₂排出削減を目的とする首長をトップとした全庁的な体制又はこれと同等の体制がすでに構築されており、それが実際に回っている旨の証拠書類が示せるのであれば、そちらをカーボン・マネジメント体制としていただいて構いません。

1. 第1号事業について

問1-01 公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「2. 対象事業の要件」について、具体的にはどのような事業が対象となりますか。

具体的には、事務事業編に掲げる施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断や運用改善指導、設備改修の絞り込みに係る調査、事務事業編や策定・改定支援、ESCOの設計等です。

第2号事業の事業化計画に係る調査業務を単独で行うものは想定していませんが、設備改修の絞り込みに係る調査の一環であれば認められる可能性があります。

問1-02 成果物はどのようなものを想定しているでしょうか。

公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「2. 対象事業の要件」に対応した事業計画書や調査結果報告書等を想定しています。

問1-03 公募要領「I. 事業の目的及び内容」—「4. 補助対象経費」の「人件費」及び「共済費」について、地方公共団体の職員の人件費及び共済費は補助対象になるでしょうか。

地方公共団体の常勤職員の人件費及び共済費は対象外です。

ただし、本補助業務を実施するために直接必要な業務を行う臨時職員に関する賃金については「賃金」として計上可能です。その場合、本補助事業に直接従事した時間分のみが補助対象となることから、業務日報等により本補助事業に直接従事した時間を管理しなければなりません。

問1-04 複数年にわたる事業実施は可能でしょうか。

複数年度の事業は原則として認められません。

問1-05 事業を請負契約で発注することはできますか。

問題ありません。

問1-06 調査・検討のテーマを変えながら、毎年申請することは可能でしょうか。

原則として1回限りとします。

<H28.6.1追加>

問1-07 応募様式の別紙1-1<1. 事業の内容>4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握<調査対象施設の規模>の項目において、「A建築物の用途」、「B述べ床面積・築年数」、「C 2015年度におけるエネルギーの年間使用量」を記入することとなっておりますが、全ての施設単位で述べ床面積や築年数・エネルギー使用量を表す必要がありますか、あるいは、教育施設であれば幼稚園・小学校・中学校等を一括で取りまとめ、建築物の用途等を記入してよろしいですか。

この項目については、事務事業編の策定・改定、カーボン・マネジメント体制の整備で全ての事務・事業を対象とする場合であっても、本事業において、重点的な対策・施策などを検討する上で必要な調査等（省エネ診断など）を実施する対象庁舎のみについて記入してください。

あえて庁舎数などの全体概要を伝えたい場合は、庁舎の区分ごとに、例えば教育施設〇〇棟などと記入していただいて構いません。

<H28.6.1追加>

問1-08 応募様式の別紙1-1<1. 事業の内容>4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握<調査対象施設の規模>「(C) 2015年度におけるエネルギーの年間の使用量」の記載例に「年間の使用料金又は年間のエネルギー使用量又は使用料金が分かる一年分の請求書等の写しを添付し、月別・年間合計の数値・算出式をそれぞれ記入すること」とありますが、施設数が多岐にわたり整理が困難な状況ですが、この請求書類等は絶対に必要ですか。

対象施設等が多岐にわたり整理が困難な場合は、必ずしも請求書の写し等のエビデンスを添付しなくとも、年間エネルギー使用量の合計値を集計した一覧表などを根拠資料として添付することで可とします。

2. 第2号事業について

問2-01 財政力指数が全国平均以上と未満で補助率が違っていますが、どの時点の数値が適用されるのでしょうか。

総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」（平成26年度）に基づく財政力指数を適用します。

問2-02 第2号事業において、計上が認められる事務費とは何を想定しているでしょうか。

機器の製作が終わり、補助事業者が機器の検査を行う場合などに必要な旅費等を想定しています。

問2-03 BEMS・CEMSは補助対象でしょうか。

BEMSも補助対象です。エネルギー起源CO₂排出削減に結びつく省エネ機器導入に際し、当該機器を含むエネルギー管理システムにより効率化を図るものを見込んでおり、単なる見える化、ピークカットを行うためのもの場合は対象とはなりません。

CEMSも同様の考え方です。なお、CEMSについては、民間施設等も含めてエネルギー管理を行う場合でも、事務事業編の対象となる施設に係る部分のみが補助対象となります。

問2-04 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。

補助対象外です。

問2-05 太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備を併せて導入することは可能でしょうか。

補助対象外です。

問2-06 研究開発段階の設備は、補助の対象となるでしょうか。

補助対象外です。

問2-07 公用車は補助対象ですか。

補助対象外です。

問2-08 CO₂ 排出削減効果の検証に伴う計測機器及び設置工事は補助対象となりますか。

補助対象です。ただし、必要最小限のものである必要があり、普及啓発用のモニター等は対象外となります。

問2-09 ポンプなどの予備機は補助対象になりますか。

補助対象外です。非常時もしくはメンテナンス時の対応に設置する予備機は自治体の単独費としてください。

問2-10 設備をリースにより導入することは可能でしょうか。

本事業は、原則として事務事業編に基づく取組の一つとして設備導入を補助するものであり、地方公共団体のカーボン・マネジメント体制の整備計画など多くの補助要件を課しているものです。したがって、設備の所有者が当該地方公共団体と異なることとなるリースによる設備導入については、補助要件等に対する責任関係が不明確になるため、補助対象外とします。

問2-11 複数年の事業計画で応募することは可能でしょうか。

大規模な事業の場合、1年間では工事が完了しないことも想定されます。こうした事業の場合、応募時に原則3年以内で事業計画を提案することは可能です。

事業期間が複数年にわたる場合は、申請時に全工程を含めた実施スケジュールを示し、各年度の実施内容を明記する必要があります。また併せて、各年度の実施内容に応じた経費内訳やCO₂排出削減量の試算についても記入してください。

なお、複数年度にわたる事業計画であっても、毎年度2月末までにその年度の事業を完了させるよう事業の切り分けを行う必要があります。

複数年度にわたる事業計画を提案して採択されても、それをもって複数年度にわたる全予算が承認、確保されたわけではありませんのでご注意ください。

また、2年目以降は応募申請書の提出は不要ですが、交付申請は、2年目以降も毎年度行っていただく必要があります。2年目以降の支援の可否については、予算が確保されることを前提とするものであるほか、各年度の事業遂行状況を確認の上判断することになります。

問2-12 複数年度にわたる事業について、応募時に2年目以降の経費内訳に係る見積書（参考）の添付は必要でしょうか。

複数年度にわたる事業の応募申請に際しては、経費内訳が各年度分必要となるとともに、見積書（2年目以降は参考）も各年度分提出が必要となります。

なお、2年目以降の各年度における交付申請時には、改めて見積書の添付が必要です。

問2-13 例えば複数年度事業計画の初年度において、実施設計のみであっても補助対象となるでしょうか。

事業スケジュールが合理的であると認められる場合、初年度は実施設計のみの計上も可とします。

問2-14 複数年度にわたる事業を提案して採択された場合、次年度の交付申請を行って交付決定を受けられるのはいつ（時期）になるのでしょうか。

次年度の予定は未定です。国家予算の成立後可能な限り空白期間を生じないように執行されるものと思われます。

問2-15 複数年度で複数の施設で設備導入をしていきたいと考えていますが、毎年要望することは可能でしょうか。

本事業は、原則として事務事業編に基づく取組の一つとして設備導入を補助するものに対する支援であり、当該地方公共団体において事務事業編の一体的な取組としての補助事業をご検討いただき、複数年度、複数の施設の設備導入をまとめて申請してください。前述の理由から、原則として、申請は1地方公共団体につき1回限りものであると考えています。

問2-16 複数年度にわたる事業の場合、年度ごとに3年間、環境大臣に事業報告を提出する必要があるのでしょうか。

複数年度にわたる事業の場合でも、単年度ごとに補助事業の完了した日からその年度の3月末日までの期間及びその後の3年間の期間について報告が必要となります。

問2-17　複数年度事業において、毎年度の成果物はどのようなものを想定していますか。

複数年にわたる事業採択を受けた場合でも、毎年度事業を切り分け、単年度ごとに成果物が必要となります。具体的には設計図書、設備機器購入、工事実績を想定しています。材料の購入費だけでは成果物として認めることはできません。

問2-18　複数年度にわたる事業について、一括入札、相見積を行うことは可能でしょうか。

複数年にわたる事業の初年度の交付決定後に、各自治体の責任において複数年度にわたる事業を一括して契約することは可能です。ただし、その契約は、年度ごとに事業内容及び金額が明確に分けられる形態となっており、各年度の交付決定後に各年度の事業を開始するものとしてください。

問2-19　複数年度にわたる事業について、応募時に2年目以降の経費内訳に係る見積書（参考）の添付は必要でしょうか。

複数年度にわたる事業の経費内訳は、各年度分が必要となるとともに、見積書（2年目以降は参考）も提出が必要となります。

なお、2年目以降の各年度における交付申請時には、改めて見積書の添付が必要です。

問2-20　設備の複合的な組合せで高効率のCO₂排出削減を達成する事業を計画しています。この場合、削減効果の評価は個別設備の積み重ねではなくシステム全体で評価してもよいのでしょうか。

原則として、複数の設備を導入する場合には、設備ごとのCO₂排出削減効果を算出し、その結果を集計して事業全体のCO₂排出削減効果としてください。

問2-21　全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、市町村として、一つにまとめて出した方がよいのか、別々に出した方がよいのか教えてください。

本事業は、事務事業編に基づく取組の一つとして設備導入を補助するものであり、当該地方公共団体において一体的な取組として検討いただき、複数の施設への設備導入もまとめて申請してください。ただし、その場合も、設備ごとのCO₂排出削減効果を根拠資料として添付してください。

問2-22 ESCO 事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能でしょうか。

地方公共団体等が直接設備を調達する方式であるギャランティード・セイビングス契約については、補助対象となり得ます。

この場合、補助の対象となるのは、あくまで設備導入費用のみであり、ESCO 事業者へのサービス料金は含みません。

なお、ESCO 事業者が設備を調達して地方公共団体等にリースする方式であるシェアード・セイビングス契約については、問 2-10 のリースによる設備導入と同様、補助対象外とします。

問2-23 ボイラーやコーチェネレーション等エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する本体設備の付帯設備として認定されるためには、構造的に接続している必要があるでしょうか。

エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の適切な稼働にあたって一体となって排出削減に寄与すると当機構が判断するものについては、必ずしも構造的な接続を要しません。

問2-24 地方公共団体のコンペで決定した ESCO 事業者と補助金交付決定日以降の随意契約は可能でしょうか。

本事業の支援対象はあくまで設備導入費用であり、ESCO のサービス費用そのものは対象外であるため、地方公共団体と ESCO 事業者との契約に対して、当機構は特段の制限を設けるものではありません。ただし、設備等の選定にあたっては競争原理の働く方法で行う必要があります。

問2-25 先進的な取組とはどのようなものですか。基準はあるのでしょうか。

国からは、

- ・CEMS のような複数施設の総合的かつ高度なエネルギー管理
- ・公共施設の集約化・再配置と合わせたコンパクトシティ化の促進
- ・業務その他部門に属する民間主体との共同実施を通じた、将来の同部門対策のための政策的知見の獲得

といった取組が例示されていますが、これに限らず、近隣の地域や自然的・社会的条件の似通った地域などの間で、他の地方公共団体へのモデルとなるような先進的な取組であることを示していただいた場合、審査に当たって加点される可能性があります。

問2-26 付帯設備の範囲はどこまででしょうか。

付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO₂の排出削減に直接資する設備（例えば、冷凍機の更新に伴う冷却塔・ポンプ類等）を導入するに伴い、当該設備の適切な稼働に必須となる設備に係る範囲です。

<H28.6.1修正>

問2-27 付帯設備として、二重窓や断熱材は対象となりますか。

本補助金は、設備導入支援であり、設備にあたらないものは対象外となります。断熱材のうち、設備機器及び設備配管に取り付けられるものは、設備の適切な稼働に必要な設備であることから、補助対象となり得ます。

問2-28 耐用年数はどのように考えたらよろしいでしょうか。

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第十五号）の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」に記載された年数を使用してください。

（参考）償却資産の評価に用いる耐用年数 - 東京都主税局 HP
http://www.tax.metro.tokyo.jp/shisan/info/hyo01_01.pdf

※空調機等の運用改善による省エネ効果は、改善を受ける機器の耐用年数を使用し、既設の場合は残りの耐用年数を使用すること。

問2-29 申請時に推計した CO₂削減効果が得られなかった場合、補助金の返還等の措置はありますか。

交付規程・様式第 16 「事業報告書」に記載される CO₂排出削減効果が、応募時に算定した数値と著しい乖離がある場合は、まずは補助事業者にその原因を分析していただき、理由によっては補助金の返還等の措置を講ずることがあります。

応募時の CO₂排出削減効果の推計に当たっては、一定の安全率（10%程度）を見込むなどして無理のない算定を行ってください。

<H28.6.1追加>

問2-30 応募様式の別紙 2-1-1<5. 実施体制等>「2) 資金計画」の記載例に「予算書の該当箇所の写しを添付すること」とありますが、当初予算において予算化されておらず、補正予算により対応したいと考えておりますが、この場合、

どうすればよろしいでしょうか。

応募時点で予算化されていない場合は、予算書の添付は不要ですが、財政当局との調整の上、「○月議会において補正予算として〇〇円計上します」と記入してください。

<H28. 6. 1 追加>

問2-31 応募様式の別紙 2-1-1<6. 事業実施に関するその他の事項>「2) 他の補助金との関係」の項目について、他の国の補助金も活用することは可能でしょうか。

本事業の支援対象は、原則として他の国の補助金制度に該当しないものです。よって、応募申請の際は、必ず他の国の補助制度に該当するかどうかを調べた上で、該当しないことを記入してください。

ただし、本事業の支援対象に都道府県の補助制度を活用することは可能であり、本補助事業の対象外経費については、他の国の補助金制度を活用することが可能です。

<H28. 6. 1 追加>

問2-32 既存の機器を省エネ化するために改修・修理する場合、補助対象となりますか。

本事業の支援対象は、省エネ機器の新設、更新のみを対象とします。改修、修理は対象外となりますので、御注意ください。

例えば、既存のポンプ・ファン類に付加的にインバータ装置のみをつける場合は、改修とみなされるため、対象外となります。